

くすのき 3

やさしい子
たくましい子
すすんで学ぶ子

令和元年 5 月 22 日

No. 3

総社小学校いじめ防止基本方針概要

5月21日(火)には、拡大いじめ対策委員会を開催し、今年度のいじめ防止の取組について共通理解を図りました。本校では、「いじめはいつでも、どこでも起こりうるものである」という認識の下に早期発見、早期解決に努めてまいります。保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

いじめについての現状と課題

- ・どの時期でも起こる可能性がある。
- ・からかいや仲間はずれが多く、加害者はいじめているという意識が低い。
- ・定期的な教育相談や授業中、休み時間等子どもとの関わりを通して児童の様子を把握する必要がある。
- ・未然防止や早期発見、適切な対応のために教職員研修を充実させる必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめの未然防止に向け「だれもが行きたくなる学校づくり」を中心に児童の主体的活動を促し、自己有用感や満足感を高める。
- ・いじめの早期発見のために定期的なアンケートや教育相談週間を設け児童の内面を把握できるようにする。
- ・毎月第1月曜日を自由個人懇談日に設定し、保護者の声を積極的に聞く。
- ・終礼やケース会議を開くことで、得られた情報を教職員間で共有する。

取組（未然防止）

- ・教職員研修を充実させる。

- ・「だれもが行きたくなる学校づくり」の取組によりソーシャルボンドを強化する。
- ・情報モラル教育の充実を図るとともに保護者への啓発を行う。
- ・児童会や委員会を中心に人権週間やいじめについて考える週間の取組を行うことを通じていじめ防止の意識を高める。
- ・児童の実態把握のため登下校ボランティアや民生委員、主任児童委員と連携する。

取組（早期発見）

- ・定期的にアンケートを実施する。
- ・1学期と2学期に教育相談を行う。
- ・週1回希望者にカウンセリングを行う。
- ・自由個人懇談日を設置し保護者と個人懇談ができるようにする。
- ・毎週金曜日の終礼や連絡カードで早急に情報共有する。
- ・学校評価のアンケートにもいじめに関する取組を項目として位置づける。

取組（いじめへの対処）

- ・いじめの事実の有無の確認
- ・いじめ対策委員会の開催
- ・いじめられた児童への支援
→いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に支援する。
※いじめが解消してからも3か月間は注意深く観察を続け不安を取り除く。
- ・いじめた児童への指導
→いじめは絶対に許されない行為であるという認識のもと、毅然とした対処を行うとともに健全な人間関係を育むように指導する。

いじめ対策委員会

- ・年3回開催し、基本方針に基づく取組の実施や発生したいじめ事案への対応
- ・構成メンバーは、校長、副校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、各学年生徒指導担当者
※ 拡大委員会には、上記のメンバーにPTA会長とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員等が加わる。